

令和元年度第5回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年8月21日（水）

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、松田
 労働者側 大島、立石、土田、中村
 使用者側 綾田、篠原、友國、濱田、福家

議 題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の
 申し出について
 (2) その他

【賃金室長】 第5回香川地方最低賃金審議会の開催に当たり、本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。

本日は、瀧委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、稲葉労働基準部長が所用のため欠席しておりますことを御了承いただきたいと思います。

本日は、香川県労働組合総連合から2名の方が傍聴されております。

次に、本日、御配りしております資料の確認を御願いたします。

資料No. 1 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書
(写)

資料No. 2 香川県最低賃金の改正決定について(答申) (写)

不備等はありませんでしょうか。

それでは、柴田会長、議事の進行をよろしく御願いたします。

【柴田会長】 ただ今より第5回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

早速審議に入りますが、本日の議題であります「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」について、事務局から説明を行って下さい。

【賃金室長】 皆様、御承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月8日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、その後3回の本審及び4回の専門部会での審議を経て、本年8月5日の第4回専門部会におきまして結審し、局長あて答申をいただいたところです。

この答申内容につきまして、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、同法第11条第3項により、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでございます。

この異議の内容につきましては、御手元の資料No.1の異議の申出書（写）のとおりでございます。

それでは、この異議申出について御審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思いますと存じます。

【柴田会長】 それでは、この件について、香川労働局長から諮問を受けます。

（局長より諮問文を会長に手交）

（事務局より諮問文（写）を全委員に配付）

【柴田会長】 それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは読み上げます。

香労発基 0821 第1号

令和元年8月21日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、別添のとおり令和元年8月14日付けをもって最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

【柴田会長】 香川労働局長から諮問を受けましたので、ただ今から審議致します。

初めに、事務局は、異議申出の内容について説明してください。

【賃金室長】 異議申出の概要について説明させていただきます。

申出内容といたしましては、

- 1 本年度答申の26円の引上げについて、2013年以降、7年連続して二桁の引上げ、目安額にプラスされた答申であったが、専門部会の議論経過が明らかにならず、示された引上額を客観的に見れば異議申出せざるを得ない。
- 2 この金額では、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近及び地域間格差の解消も十分にはかることはできず、さらなる上積みが必要である。

とされており、その理由として3項目ございます。

- 1 「憲法の生存権を見据えた水準に」

憲法では「健康で文化的な生活」、労働基準法第1条では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」、また、最低賃金法第1条では「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資する」旨定められている。

全労働人口の4割以上を占める非正規労働者は3/4以上が年収300万円以下であり、その中でも多くの非正規女性は最低賃金に近い賃金で働いている。

答申されるべき最低賃金の改定額は、物価動向などを踏まえれば4%を下回る引上げでは実質的にマイナス改定となる。

- 2 「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」

答申の引上げでは、最低賃金の地域間格差がますます拡大する。

答申された東京都の最賃額 1,013 円との差は 195 円とさらに拡大した。

地域間格差は、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出を促し、さらにこれが若者に集中している。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させている。

「人口減少」、「自治体消滅の危機」の事態を防ぐためにも、賃金格差による労働者・労働力の流出を防がなくてはならない。

全労連が全国で、同一方式により取り組んでいるマーケットバスケット方式による「最低生計費試算調査」によると、香川県において 25 歳の単身者が、憲法 25 条が保障する最低限の生活をするには「月額 22 万円が必要」との結果となった。

これを香川県の平均労働時間の 150 時間で割ると 1,475 円となる。

全国の調査で明らかとなったように生計費に大きな違いがないのであれば地域間格差を正当化する根拠は見当たらないため、早期に「全国一律最賃制度」の導入が必要となる。

3 中小企業支援策の拡充は待ったなし

最低賃金の引上げは企業にとってはコストアップとなるが、まともな賃金が保障されれば労働者は職場に定着し、労働の質を高め、生産性も高まる。

本県において、中小企業の経営困難性は理解できるため、最低賃金の引上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要。

中央最低賃金審議会でも各地方審議会においても大規模な中小企業支援が急務である点については労使の一致を見ている。

欧米の支援策に比べると貧弱であるため、業務改善助成金だけでなく、各種の助成策、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の配慮、また、最低賃金引上げコストが適正に単価に転嫁できるよう取引のあり方を改善させることも重要。

4 以上から、最低賃金は最低生活費の視点から少なくとも時間額

1,000円以上にする必要がある。全国一律最賃制度に向けた足がかりとしても今年度の引上額を議論し直すべきである。

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今、事務局から異議申出の内容について説明いただいたわけですが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいております、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについて御謀りしたいと思っております。

申出者から、意見陳述をしていただいでよろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 それでは意見陳述を認めますので、陳述者は所属・氏名を述べた後、10分以内で意見陳述をしていただくよう御願いたします。

【香川県労働組合総連合 岩部議長】 陳述をさせていただく時間をいただきまして、まことにありがとうございます。香川県労働組合総連合、香川県労連の議長をやっております岩部と申します。

毎年、この異議申立はさせていただいております。なぜかという、やはり私どもは労働者なので、基本的に「全国一律最低賃金、早期に1,000円、1,500円に」というのが私ども全労連の目標になっておりますので、それに近づく答申をしていただかないと、異議を申立てるようになってしまうという形になってしまいます。

中身的には、ここ4年間で100円以上値上がりしており、大変、経営者の方には御努力いただいているとは思いますが、なかなかこの金額では私どもが生計費の試算をした分に比べると全然足りないというのが基本になります。基本的に、最低賃金を決めるに当たって必要な労働者の生活の安定、労働者の生活がどうなのかというところの視点から考えていくと、なかなかこの賃金で、最近は特に女性の方の、シングルマザーという方の、最低賃金に近いところで働かれている方の生活の困窮さというのは、意見陳述のほうで私どもの女性部のものが述べたように、なかなか大変なことで生活を

している。そういう人たちのところにやはり最低賃金というのは光を当てるべきだと思いますので、それで生活していける、子育てができる賃金をもらえるような最低賃金にさせていただきたいなということで、納得ができないということで意見表明をさせていただいたことと、それから、今回初めて意見書の中に、私ども、入れさせていただいたんですが、基本的に地域間格差があるかどうかという話は大体、香川の平均賃金と似通ったところを集めてみたけれども、平均賃金、この20年の4月1日からは同一労働同一賃金ということで、基本的に非正規の方の差別をなくそうということが法律化されて、労働局も力を入れて皆さんに御願いするようなことになると思うんですが、そこの部分について、やはり同一労働同一賃金であれば基本的に地域間格差を説明できないのではないかということになると思います。そういう意味でも、それから最低生計費の問題でも、やはり全国一律最低賃金制度、東京は1,000円を超えましたので1,500円を目標にしていますが、香川が1,000円まで行くのは、これから相当期間がかかると思います。私どもは労働者の賃金については1,000円、最低でも1,000円は必要だろうということで、大幅な賃上げを統一していただかないと、そこまで到達するのに何年かかるかわからないと、そういうふうな状況では異議を申立てざるを得ないという形になります。やはり全国的に最低賃金を地方ベースで議論されるということについて、これは制度的な問題なので、ここの審議会に諮る問題ではないかもわかりませんが、やはり中央から声を上げていただいて、香川から人が減るのを防いでいただきたいなというふうに思っています。

今回、全国的に見ますとDランクが2円以上あげるという形になって、東京との格差が縮まっています。1円縮まっています。鹿児島が去年失敗したので、3円上げましたので1円縮まりました。というふうに、それは中賃の審議会でもこのままいけば、労働者側の意見としては、逆転をしないと縮まらないんだ、C・Dランクに厚

い目安を出してくださいということで議論をされていて、最初は 28 円統一で話が始まるとか、私ども、聞いているんですが、使用者側から地域間格差がありますよということで今の中賃の目安ができたという形になってはいますが、最低に近いところの賃金のところは東京と同じだけ上げるという形になってはいますので、その辺も含めて目安どおりで、東京と格差が開くことについて、私どもは異議を申立てざるを得ないということになります。

中賃の答申の中にも、基本的には中小企業対策をやってくださいよということが言われています。私どもも同感なので、これは労使、意見が一致するし、香川の答申でも出ているとは思いますが、より具体的に、実際、100 円上がったやつを吸収できるほど中小企業を助成しているかということ、そういうふうには思えないので、経営者側が中賃にも反対するということで、朝の 4 時まで中賃はやって、物別れに終わったと聞いています。私、たまたま今年の中賃を傍聴させていただきまして、皆さん、眠い目をこすりながら答申を出されたんですが、やはりそういうふうに意見が分かれるということは、公益委員の方もなかなか、一生懸命やられておるようで、今の制度ではなかなか難しい。その上、中小企業を上げる施策ができてないということで、ここについては強く国に対して、労働局だけに申し入れるのではできないとは思いますが、労働局を通じて国に対して意見を上げていただきたいなど、そういうことも含めて、県のほうでは納得できないということで異議を申立てさせていただきますので、もう一度、御審議を御願いできたらなというふうに申し立てておきたいと思っています。

きょうはどうもありがとうございます。

【柴田会長】 それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しやただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まず御意見を御伺したいと思っておりますので、よろしく御願います。まず、労働者側から御願います。

【立石委員】 異議審にあたり労働者を代表する委員として、一言述べさせていただきます。

私たちが7月29日に開催された第2回審議会において「意見書」を提出し、改正の必要性と考えを示して審議会に臨んだことを皆様は御承知のことと存じます。

今般、香川県の実情に即した審議をおこない、公労使が真摯に議論した結果、目安額である公益案の26円を労働者側として賛成しました。

労働者を代表させていただく中で、最低賃金の考え方と、香川県内を取り巻く状況について、香川県労連の岩部議長様と内容に大同小異もございますが述べさせていただきます。

1. 最低賃金を取り巻く景況について

国内経済は、長期にわたり緩やかな景気回復を継続しているなか、海外経済の貿易の不確実性が高まっています。内需については底堅く推移している状況にあります。

香川県の雇用情勢は、有効求人倍率1.84（昨年1.79）と緩やかに上昇し、さらに人手不足感が広がっています。失業率2.0%（昨年2.4%）の動向を踏まえると、最低賃金の引上げが雇用を直ちに悪化させているとはいえないことから、労働者の雇用の改善と賃金の上昇が同時に進行している状況にあります。

2. 最低賃金と生活保護費について

中央及び地方最低賃金審議会の審議では、「労働者の生計費」、「労働者の賃金水準」、「通常の事業の賃金支払い能力」を最低賃金額の決定に当たって考慮するよう規定されています（最低賃金法第9条第2項）。

また、最低賃金でフルタイム働いたとしても、生活保護総額を下回る逆転現象が生じていたことから、2007年に最低賃金法が改正され、生活保護費との整合性も考慮されるようになったことは御承知のとおりです。

3. 最低賃金の引上げによる香川県内の影響について

最低賃金額 792 円より時給あたり 26 円上昇すると、それに伴い影響率が 6.5% から 8.1% となることに留意しなくてはなりません。

最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることになる労働者の割合が増していくことであります。つまり、影響率の上昇は、直接的に最低賃金引上げの影響を受ける労働者数が増えてくると同時に、これを使用者側から見ますと、人件費の増加が高まってくるようになります。その結果、経営側はリストラなどの人員調整を行う可能性が想定されます。

他方、最低賃金の引上げが年収の増加に必ずしもつながらない労働者がおられます。具体的には、いわゆる「103 万円の壁」と「130 万円の壁」を年収の上限として働いている主婦層などを中心に、時給が増えた分だけ労働時間を減らして年収の壁を超えないように調整する可能性が高いことから、こうした雇用慣行のもとでは、最低賃金を引上げて、労働時間を減らす動きが強まる一方で、雇用労働者を確保することが困難になる状況が考えられます。

さらに、最低賃金の引上げとともに、有効求人倍率も上昇しており雇用の改善も続いているという香川の現状は、最低賃金の引上げにより雇用に悪影響を及ぼすという一般的な考えとかなり様相が変化してきています。3 年ほど前を振り返ってみると、最低賃金の大幅な引上げは雇いを悪化させるというネガティブな見方が多数を占めていましたが、結果として、その懸念は杞憂であったと言えます。

なお、近い将来には、香川県の影響率がさらに上昇してきた場合には、中小企業など「事業の存続が厳しくなる企業へのさらなる支援策」を国・県などに要請し、最低賃金未満で働く労働者の増加を無くしていくことが重要であります。そのためにも、全ての使用者側には「最低賃金未満で労働者を働かせることは最低賃金法違反」であること、労働者には「最低賃金額を周知」していく取組みが重

要であります。

4. 雇用への影響について

最低賃金が引上がることにより、労働者の就労意欲の高まりが期待できる一方で、使用者側にとってみれば人件費の増加につながり、新規雇用を止めたり、雇用者を減らすなどの雇用環境に悪影響となることが懸念されます。

さらに、労働環境の悪化も懸念され「人員削減」「長時間労働・不払い残業の強要」ひいては「ハラスメントの横行」など、働く労働者の全てに与える影響は大きくなるものと考えています。

5. 今後の取組み課題について

中央最低賃金審議会における労働者側の課題は、「年間 2,000 時間働いても、ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円に届かず、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足りる水準としては充分とはいえない。」ことにあります。東京・神奈川は時給 1,000 円を超えようとしていますが、私たちにとりましても 1,000 円は通過点にしか過ぎません。

このことから、賃金格差の是正が早急に求められるところであります。この先の、増税や医療・福祉などの社会保障費の高まりは、最低賃金の上昇分よりも高くなり決して健全なものではないと考えています。

そのことを踏まえ私たちは、「誰もが時給 1,000 円」の早期実現を手繰り寄せるために、県内の春季生活闘争において、地場の組織労働者の賃上げや、企業内最低賃金の締結と引上げなどが、香川県の最低賃金の指標となり、セーフティネットの底上げの潮流を形成し、その相場に波及させることで、「最低賃金の底上げと格差改善」がさらに進むものと考えています。

6. 最後に

本審議会は、最低賃金の審議会ですけれども、労使が争う場ではないと思っております。地域最低賃金を議論する中で、労働者と使

用者の双方にとって適正な状況を求めていく場と考えております。

私たち、労働者側としても積極的にかかわっていきたいと思っています。
いるところでもあります。

以上、簡単ではありますが、労働者側を代表しての意見と致します。

【柴田会長】 その他補足意見等ございませんか。

【大島委員】 この異議申立ては県労連の議長様からいただいておりますが、この内容につきましては、おっしゃることはもっともだと思っております。ただ、この中の理由という部分での案件でいきますと、健康で文化的な生活ということにつきましても、これまでの専門部会の中で議論されてきた部分でありますし、ワーキングシングルマザーと言われる方々の300万程度というところにつきましても、それについてどう考えるんだというところについては真摯に論議してきたというふうに感じております。

さらに、今回の春の賃上状況等を見ながら、どれぐらい上がったかというところについてもきちっと論議をしたという部分だと思っておりますし、全国一律最低賃金制度というのも重要であり、特に地域間格差というところにつきましても労使、公労使の中で意見を闘わせてきたというところを感じているところでございますし、さらに地域間格差があるかないかというところにつきましても、ほんとうの生活費はどうなんだというところでの論議をさせていただいたと思っております。

中小企業支援策につきましても、当然これはしていかないといけないと、生産性を上げていくことが最低賃金の引上げにもつながってくるということを論議したというふうに思っておりますので、そういった意味合いでは、おそらくここに書かれております理由につきましても、全て公労使の中で論議させていただいたことをもう一度きれいにまとめ直していただいたなと思っております。そういった中で1,000円というふうな形の論議があろうということは重々

わかっておるわけでありますが、そういった中では、これまでの議論の中で労働者側としては最初 900 円ぐらいの金額を出していきながら、どうあるべきなのかという本質論について、この場で、専門部会の中でやらせていただいたということがございますので、そういった意味合いでは、この論点については全て、一応論議した結果のものであるというふうに労働者側は感じておりますので、これ以上同じことをもう一遍やっても同じような結果になるのかなというふうに思っておりますということでございます。

【柴田会長】 それでは使用者側、御願います。

【福家委員】 私のほうから、まず意見を述べさせていただきます。

先ほど立石委員、大島委員が発言されましたこと、並びに香川県労連の岩部議長様の御話を御聞きして、そう変わるものではございませんし、納得できる部分も多々あります。その中で少し感じたことを述べさせていただきたいと思うんですけども、まず経済情勢についてもとことん議論してきたところですけども、またここへ来て一層、米中貿易摩擦であるとか、あるいは日韓問題であるとか、さまざまな海外情勢の不穏な状況もありまして、ここしばらく見ていますと、やはり株価の乱高下であるとか、あるいは為替の乱高下とか、そういうのが来ていまして、少し先行きが心配な状況になっているのではないかと経営側では考えております。また 10 月から消費税も上がりますけれど、この辺の動向もどうなっていくのか、非常に不安なところがございます。

そんな中で今回、プラス 26 円ということで引上げがありましたけれど、非常に厳しい状況であることは変わりございません。デフレ脱却と、それから景気の好循環を目指すために、使用者側としても賃上げが重要であるということは十分理解しております。

一方、企業では支払能力というものがあり、急激な賃上げというのが企業の存亡にもかかわってくる非常に大事なことではないかというふうに思っております。我々、このプラス 26 円という目安

を尊重し、とことん公労使でも議論しましたけれども、何とか全会一致にこぎつけたというところでもあります。我々としましても、この 818 円という額は非常に重たいものですが、ぜひとも国、労働局の中小企業、零細企業に対する支援助成策はしっかりと御願いたいということで、このことは今回の答申にも盛り込ませていただいたところでもあります。

今後は雇用をしっかりと守るということで、決まりました最低賃金に対し、法令遵守にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【柴田会長】 さきほど、岩部議長様から陳述いただきましたが、異議の内容を整理いたしますと、本年度答申の 26 円の引上げについて、2013 年以降、7 年連続して二桁の引上げ、目安額にプラスされた答申であったが、この金額では、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近及び地域間格差の解消も十分にはかることはできず、さらなる上積みが必要である。

最低賃金は最低生活費の視点から少なくとも時間額 1,000 円以上にする必要がある。全国一律最低賃金制度に向けた足がかりとしても今年度の引上額を議論しなおすべきである。

ということで、このことについて中小企業の苦しい実情も理解しつつ、労働者の立場から、その現状やあるべき姿についての考えを実態調査の結果も交えながら意見表明いただき、異議内容、理由を十分に御伺いしました。

また、労働者側、使用者側からも御意見を拝聴させていただきました。

当審議会におきましては、申出人のおっしゃられる陳述については、労働者側の方から強く主張されておりまして、また、使用者側の方からは現在の経済状況、特に中小企業の置かれている環境等が述べられまして、当初は意見の相違がありましたが、双方が譲歩の

精神で何とか妥協点を探った結果、全会一致によりプラス 26 円と
いうことで、答申いたしました。

申出人の御意見に理解できる部分もございますが、なおここで 8
月 5 日の答申内容が改めて変更されうるものではないと考えます。

したがいまして、「令和元年 8 月 5 日付け答申どおり決定するこ
とが適当である」という結論といたしたいと思いますが、各側の委
員、この結論で御異議ございませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 御同意をいただきましたので、この旨、答申いたし
たいと思います。

答申文につきましては、会長一任とさせていただきたいと思いま
すが、御異議ございませんか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 それでは、答申文を作成しますので、その間しばら
く休憩します。

(答申文作成のため暫時休憩)

【柴田会長】 再開いたします。事務局は答申文(案)を配ってく
ださい。

(事務局より答申文(案)を全委員に配付)

【柴田会長】 念のため、事務局は答申文(案)を読み上げてくだ
さい。

【賃金室長補佐】 それでは読み上げます。

(案)

令和元年 8 月 21 日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和元年 8 月 21 日貴職から、8 月 14 日付け香川県最低賃金の改
正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合から

の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。ただ今の答申文（案）でよろしいですか

（各委員より「はい」の声あり）

【柴田会長】 それでは、答申いたします。

（会長より答申文を局長に手交）

【本間労働局長】 香川労働局長の本間でございます。

私から一言、御礼の御挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましても、早速、御審議の上、只今答申をいただき有難うございました。

香川県最低賃金につきましては、7月8日の改正決定の諮問以降、本審を4回、専門部会を4回にわたり開催して熱心に御審議をいただきまして結論がとりまとめられ、本日、異議の申立につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして令和元年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、10月1日発効に向けて事務手続きを進める予定でございます。

なお、審議会での御意見等につきましても、十分尊重させていただくと共に、改定されました最低賃金額につきましても、その周知に努めますとともに、確実な履行確保に努めて参ります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段の御支援を御願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引続き御協力を賜りますようお願い申

し上げ、簡単ですが御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠に有難うございました。

【柴田会長】 有難うございました。それでは、本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明願います。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、8月30日の官報公示を経て、10月1日指定日発効という予定となっております。

以上でございます。

【柴田会長】 今後、行政においては、最低賃金についての広報の推進及び履行の確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者の生産性の向上等のための効果的な支援等に取り組んでいただきますよう、よろしく御願います。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますよう御願います。

その他事務局から何かございますか。

【賃金室長】 特にありません。

【柴田会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他に御発言ございませんか。

なければこれをもって、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

――了――